

## 11 経済産業省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	110010	プロジェクト名	新燃料DME・自動車普及モデル事業	
要望事項 (事項名)	DME 自動車燃料装置用容器に関する技術基準の創設	都道府県	新潟県	
		提案事項管理番号	1013020	
提案主体名	一般社団法人日本DME協会、新潟県			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>高圧ガス保安法容器保安規則（省令）の中に「DME 自動車燃料装置用容器」の技術基準を創設する。</p> <p>これにより、道路運送車両法令上の DME 自動車保安基準における自動車搭載燃料容器に関する基準が定まり、DME 自動車保安基準の創設が完結する。</p> <p>この措置により、既に認可されている規制の特例措置 1109「燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業」の実施・活用が可能となる。</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>○必要性根拠</p> <p>高圧ガス保安法対象ガスを燃料とする自動車に搭載する燃料容器については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 20 条第 1 項第 1 号に「容器保安規則に適合する容器」と規定されている。DME は高圧ガス保安法対象ガスであるため、新たに創設する DME 自動車保安基準においても、DME 自動車に搭載する燃料容器にはこの考え方が盛り込まれる。しかし現行の容器保安規則には DME 自動車燃料装置用容器の基準がないため、道路運送車両法令上の DME 自動車保安基準創設のためには、容器保安規則に DME 自動車燃料装置用容器の基準を創設する必要がある。</p> <p>○経緯</p> <p>当該技術基準については、平成 22 年 11 月に田村昌三東京大学名誉教授を委員長とし、学識経験者、関連団体・業界代表者、オブザーバー経産省、高圧ガス保安協会からなる「DME 自動車用燃料充てん設備等の高圧ガスに関する技術基準案検討委員会」が設置され、DME 自動車燃料装置用容器の技術基準案が審議、作成され、平成 23 年 4 月に経済産業省 原子力安全・保安院 保安課に相談されている。更に同年 8 月から容器保安規則関係告示及び例示基準における技術基準案の審議、作成が行われ、平成 24 年 5 月に経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室に相談されている。これら技術基準案については、日本 DME 協会からの要請を受け、日本 DME 協会と高圧ガス保安室とにおいて検討が進められていた。</p> <p>○左記既認可の規制の措置による事業は、本件措置が行われなければ成立しない。</p>

11 経済産業省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	110020	プロジェクト名	新燃料DME・自動車普及モデル事業	
要望事項 (事項名)	保安距離等の基準を緩和した DME スタンド技術基準の創設	都道府県	新潟県	
		提案事項管理番号	1013030	
提案主体名	一般社団法人日本DME協会、 新潟県			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則(省令)の中に保安距離等の基準を緩和した DME スタンド技術基準を創設する。</p> <p>これにより、幹線道路沿いへの DME スタンドの設置が可能となり、DME スタンド設置促進、及び次世代クリーンディーゼル DME 自動車の普及を図ることができる。</p> <p>この措置により、既に認可されている規制の特例措置 1108「保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業」の実施・活用が可能となる。</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>○必要性根拠</p> <p>現行一般高圧ガス保安規則に基づき DME スタンドを設置する場合、保安距離規定が厳しく約 50m×50m の広大な敷地を必要とし、幹線道路沿いへの設置は困難である。他に保安要員等に設置困難な事項がある。従って DME スタンド設置のためには、同規則における圧縮天然ガススタンド基準等と同様に、自動車用燃料スタンドに特化し、保安距離等の規制を緩和した DME スタンド基準の創設が必要である。</p> <p>○経緯</p> <p>DME スタンドの保安距離等の規制緩和による安全性に関しては、平成 20、21 年度経済産業省地域イノベーション創出研究開発事業の下、産業技術総合研究所安全科学研究部門、東京大学化学システム工学部門、及び民間会社による「DME スタンドの安全性研究」が行われ、圧縮天然ガススタンドと同等の保安距離等の基準により、DME スタンドの安全を確保できることが示された。</p> <p>DME スタンド技術基準については、平成 22 年 11 月に田村昌三東京大学名誉教授を委員長とし、学識経験者、関連団体・業界代表者、オブザーバー経産省、高圧ガス保安協会からなる検討委員会が設置され、上記研究結果を基に審議が行われ、作成された技術基準案が平成 23 年 4 月に経産省原子力安全・保安院保安課に提出されている。更に同年 8 月から一般高圧ガス保安規則の第 2 種製造者に関する DME スタンド技術基準案及び告示・例示基準における技術基準案の審議が行われ、作成された技術基準案が平成 24 年 5 月に経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室に提出されているが、法制化に至っていない</p> <p>○左記既認可の規制の措置による事業は、本件措置が行われなければ活用できない。</p>

11 経済産業省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	110030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	系統容量、連係費用及び設備認定 状況の開示・公表	都道府県	長野県	
		提案事項管理番号	1015020	
提案主体名	長野県			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>固定価格買取制度の運用について、自治体、住民、発電事業者等に対し、電力会社の系統容量及び連係費用等の情報、並びに国の設備認定の詳細な情報をそれぞれ開示・公表する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p><b>【実施内容】</b></p> <p>再生可能エネルギー発電に係るリスクを抑制し、発電コストを低減することにより、再生可能エネルギーの健全な発展を目指す。具体的には、固定価格買取制度を活用して発電事業を行おうとする場合に、接続できる系統容量や連携費用等の情報を予め把握することが容易でないため、それらの情報について開示・公表することを法令等で定める。また、地域レベルでの設備認定の状況についても詳細が公表されていないため、これを公表する。これにより、地域の系統や設備認定等の状況が事業計画時に把握できるため、事業リスクの抑制と発電コストの低減につながる。</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p>農山村の多い長野県では、変電所の容量に余裕が少なく、再生可能エネルギーの普及や電力需要の減少に伴い、出力抑制を余儀なくされるケースが発生するなど今後の再生可能エネルギーの普及に向けた事業者との計画の立案が円滑に進まない可能性がある。また、太陽光発電設備の立地や開発に伴い、発電事業者と地域との合意形成に係るトラブルも発生している。</p> <p>そこで、現在は都道府県や市町村であっても把握することのできない、地域の系統や設備認定等の状況が、開示・公表されることで、地域の合意形成を軽視した事業者独自の開発や電力事業者とのトラブルなど再生可能エネルギー発電に係るリスクを抑制し、発電コストの低減を図り、再生可能エネルギーの健全な発展を促進することが可能となる。</p> <p>なお、地域の系統容量等を増強するためには、国の積極的な関与も重要となる。</p>